

一般社団法人 地域活性化いじめ撲滅実行委員会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 地域活性化いじめ撲滅実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、いじめ、不登校、引きこもり等に悩む子どもたちに対する相談支援や、いじめ防止に関する啓発活動、並びに地域社会の活性化及び高齢者の生きがいの向上に資する活動を行うことで、子どもと高齢者が安心して健やかに暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 いじめ、不登校、引きこもりに関する相談支援
- 2 いじめ、不登校、引きこもりに関する防止対策及び啓発活動
- 3 地域活性化のための交流促進及び賑わい創出事業
- 4 高齢者の生活相談支援及び生きがい向上のための支援事業
- 5 前各号に関連する公益性のあるイベントの企画、開催
- 6 その他この法人の目的達成に必要な業務

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、この法人所定の様式により申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会にお

いて別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他社員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 社員は、法令の定める事由のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 退社したとき。
- (6) 成年被後見人、又は被保佐人になったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とし、そのうち各1名ずつを専務理事、常務理事とすることができる。

(役員 の 選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事、常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事 の 職務 及び 権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金)

第31条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 この法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第38条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第39条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月末日までとする。

(設立時の会費の額)

第40条 この法人の設立時における会費の額は、次のとおりとする。

会 費 年額 金1千円

(設立時役員)

第41条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 古場 英樹

設立時理事 塚原 由子

設立時理事 村岡 智彦

設立時理事 内川 実佐子

設立時代表理事 古場 英樹

設立時監事 徳永 紘一朗

(設立時社員)

第42条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| 氏名 | 住所 |
|--------|----------------------------------|
| 古場 英樹 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2398番地1 2F |
| 塚原 由子 | 佐賀県小城市芦刈町芦溝837番地2 |
| 村岡 智彦 | 佐賀県佐賀市唐人一丁目3番1-801号 サークパスシティ中央大通 |
| 内川 実佐子 | 佐賀県佐賀市中の小路3番3号 美紀屋佐賀ビル302 |
| 徳永 紘一郎 | 佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田1153番地12 |

(法令の準拠)

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

(任意団体からの承継)

第44条 地域活性化いじめ撲滅プロレス実行委員会(任意団体)に属する現預金及び借入金は、この法人の成立の日をもって、この法人に承継する。

以上、一般社団法人 地域活性化いじめ撲滅実行委員会設立のため、設立時社員 古場英樹他4名の定款作成代理人 木原典克は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年7月16日

| | | |
|-------|----|-----|
| 設立時社員 | 古場 | 英樹 |
| 設立時社員 | 塚原 | 由子 |
| 設立時社員 | 村岡 | 智彦 |
| 設立時社員 | 内川 | 実佐子 |
| 設立時社員 | 徳永 | 紘一郎 |

上記代理人

佐賀県佐賀市開成五丁目4番11号
司法書士 木原典克